平成２９年（フ）第４号
岩手県釜石市大字平田第２地割16番地14
破産者　大島　貴伸
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
宮城県柴田郡柴田町西船迫３丁目１番地31
破産者　小倉　洋幸（旧姓齋）
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２１８１号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目10番地12　カスターノⅡ　203号
破産者　石野　広幸
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
石川県白山市吉野ニ75番地１、住民票上の住所石川県白山市相川町990番地４
破産者　石田電気こと　石田亜希徳
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
長野県伊那市美篶4629番地７
破産者　春日　　泉
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第７６２号
静岡市駿河区中島2908番地　コーポおくしおＢ－102号、旧住所静岡市駿河区下島615番地の33
破産者　三井　直也
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５０号
静岡市葵区俵沢229番地の２
破産者　上倉加津雄
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６１号
静岡市清水区横砂南町６番38－２号　コンフォート101号
破産者　望月　　忍
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５号
静岡県富士市宮下302番地の７
破産者　加藤　勝司
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２８号
静岡県富士市柚木113番地の１　コーポラス広町301号
破産者　元田　健一
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２０７号
広島市南区東雲本町２丁目12番25－806号、申立時の住所広島県安芸郡海田町日の出町３番21－101号
破産者　岩崎　貴臣
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５号
香川県高松市百間町６番地７　なかよしマンション片原町302号
破産者　新井　　力
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１号
高知市介良乙1216番地９
破産者　沖澤　辰一
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２号
高知市介良乙1216番地９
破産者　沖澤　裕子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６１号
熊本市東区健軍本町35－30　天神ハイツ103、住民票上の住所福岡県大牟田市大字宮崎2688番地１
破産者　鈴木登視雄
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第８８号
長崎県長崎市八景町13番18号
破産者　山田　智子
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
長崎県長崎市伊王島町２丁目800番地　市営塩町アパート６棟207号
破産者　小島　真一
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2008番地21
破産者　中島　光雄
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係